◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（政令第二五一号）（経済産業省）

1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三八号）第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次に掲げるいずれかの関係（以下「特定支配関係」という。）を有する法人とすることとした。（第一項関係）

㈠　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

㈡　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

㈢　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、1及び2の規定を適用するものとすることとした。（第二項関係）

3　この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（環境省）

1　自然環境保全法第三五条の四第三項第四号の政令で定める行為として、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第一〇七条第一項に規定する探査を行うことであって環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものを追加した。（第六条関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年八月五日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和五年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。

政　令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年七月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　前項本文の規定にかかわらず、交差点又はその直近に横断歩道等を設ける場合であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該横断歩道等についての同項本文の規定による道路標識のうち当該各号に定めるものを設置しないことができる。

一　交差点の全ての入口又はその直近に横断歩道が設けられることとなる場合　当該交差点の出口へ進行する車両又は路面電車（次号において「車両等」という。）に対面する道路標識

二　交差点又はその手前の直近に法第四十三条前段の道路標識が設置され、当該横断歩道等の直前において車両等が一時停止すべきこととなる場合　当該車両等に対面する道路標識

第十一条中「次条第三項」を「第一号イ」に、「道路」を「道路（以下この条及び次条において「一般道路」という。）」に、「六十キロメートル毎時」を「次の各号に掲げる一般道路の区分に応じ当該各号に定める速度」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次に掲げる一般道路　六十キロメートル毎時

イ　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

ロ　自動車専用道路

ハ　道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

ニ　道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

二　前号に掲げる一般道路以外の一般道路　三十キロメートル毎時

第十二条第一項中「道路を」を「道路（前条第二号に掲げる一般道路を除く。）を」に、「前条」を「同条」に改め、同条第三項中「高速自動車国道の本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路」を「一般道路」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年九月一日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄